

契約事務取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構（以下「機構」という。）が「民間公益活動促進業務規程」第44条に基づき、契約を締結する場合の事務の標準的な取扱いについて必要な事項を定め、もって、契約事務の適正かつ円滑な処理を図ることを目的とする。

(契約担当者)

第2条 理事長は、機構の所掌に係る売買、貸借、請負その他の契約に関する事務を管理する。

2 理事長は、機構の職員に前項の契約に関する事務を委任することができる。

(契約事務の分掌)

第3条 理事長は、必要があるときは、契約担当者（前条第2項の規定により委任された職員をいう。）以外の機構の職員に事務の一部を分掌させることができる。

(法令遵守)

第4条 契約担当者は、契約にあたっては、関係法令及び機構の諸規程を遵守し、経済性及び効率性の確保に努めなければならない。

2 契約担当者は、当該事務の秘密に属する事項を他に漏らしてはならない。

(契約の方式)

第5条 契約担当者は、第2条に掲げる売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第3項及び第4項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

2 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項を定めるものとする。

3 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第1項の競争に付する必要がない場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、指名競争に付するものとする。

4 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することがで

きない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、随意契約によるものとする。

- 5 契約に係る予定価格が少額である場合その他この規程の定めるところにより、第1項及び第3項の規定にかかわらず、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

(入札保証金)

第6条 契約担当者は、前条第1項、第3項又は第5項の規定により競争に付そうとする場合においては、その競争に加わろうとする者をして、その者の見積る契約金額の100分の5以上の保証金を納めさせなければならない。ただし、その必要がないと認められる場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

- 2 前項の入札保証金の納付は、国債又は確実と認められる有価証券その他の担保の提供をもって代えることができる。

(競争の方法)

第7条 第5条第1項、第3項又は第5項の規定による競争（以下「競争」という。）は、入札の方法をもってこれを行わなければならない。

- 2 前項の規定により入札を行なう場合においては、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(契約の相手方の決定方法)

第8条 契約担当者は、競争に付する場合においては、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、機構の支払の原因となる契約のうち、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

- 2 その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、価格及びその他の条件が、機構にとって最も有利なものをもって申込みをした者（前項ただし書きの場合においては、次に有利なものをもって申込みをした者）を契約の相手方とすることができる。

(入札保証金の帰属)

第9条 第6条の規定により納付された保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）のうち、落札者（前条の規定により契約の相手方とする者をいう。以下次条にお

いて同じ。)の納付に係るものは、その者が契約を結ばないときは、機構に帰属するものとする。

(契約書の作成)

第10条 契約担当者は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金に関する事項その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、この規程に定めるところにより、これを省略することができる。

2 前項の規定により契約書を作成する場合には、契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする。

(請書等の徴取)

第11条 契約担当者は、前条第1項のただし書きの規定により、契約書の作成を省略する場合においても、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

(契約保証金)

第12条 契約担当者は、機構と契約を結ぶ者をして、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、第53条に定めるところにより、その全部又は一部を納めさせないことができる。

2 第6条第2項の規定は、前項の契約保証金の納付について、これを準用する。

(契約保証金の帰属)

第13条 前条の規定により納付された契約保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、機構に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

(監督)

第14条 契約担当者は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合には、自ら又は補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

2 契約担当者は、前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な検査をしなければならない。

- 3 前2項の場合において、契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められる契約については、第1項の監督又は前項の検査の一部を省略することができる。
- 4 理事長は、特に必要があるときは、第1項の監督及び第2項の検査を、当該契約に係る契約担当者及び第3条第2項に規定する職員以外の職員に行わせることができる。
- 5 契約担当者は、特に必要があるときは、機構の職員以外の者に第1項の監督及び第2項の検査を委託して行わせることができる。

(長期契約の締結)

第15条 契約担当者は、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供を受ける契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

(契約審査委員の指定)

第16条 理事長は、契約事務の公正かつ円滑な執行のため、別に定めるところにより、契約審査委員を指定し、必要に応じて契約審査委員会を開催するものとする。

第2章 一般競争契約

(一般競争に参加させることができない者)

第17条 契約担当者は、売買、貸借、請負その他の契約につき第6条第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- 四 反社会的な活動を行う者

(一般競争に参加させないことができる者)

第18条 契約担当者は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は 物件の品

- 質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
- 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
- 2 契約担当者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

（契約担当者が定める一般競争参加者の資格）

- 第19条 契約担当者は、必要があるときは、工事、製造、物件の買入れその他についての契約の種類ごとに、その金額等に応じ、工事、製造、又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他経営の規模及び経営の状況に関する事項について一般競争に参加する者に必要な資格を定めることができる。
- 2 契約担当者は、前項の規定により資格を定めた場合においては、その定めるところにより、定期に又は随時に、一般競争に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。
 - 3 契約担当者は、第1項の資格を有する者の名簿を作成するものとする。
 - 4 契約担当者は、第1項の規定により一般競争に参加する者に必要な資格を定めたときは、その基本となるべき事項並びに第2項に規定する申請の時期及び方法等について公示しなければならない。

（契約担当者が定める一般競争参加者の資格）

- 第20条 契約担当者は、一般競争に付そうする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第1項の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。

（入札の公告）

- 第21条 契約担当者は、入札の方法により一般競争に付そうするとき、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に電子公告（やむを得ない事由によって電子

公告による公告をすることができない場合は官報に掲載する方法)により公告しなければならない。ただし、急を要する場合は、その期間を5日までに短縮することができる。

(入札について公告する事項)

第22条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

- 一 競争入札に付する事項
- 二 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- 三 契約条項を示す場所
- 四 競争執行の場所及び日時
- 五 第6条第1項の保証金（以下「入札保証金」という。）に関する事項

(入札の無効)

第23条 契約担当者は、第21条の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

(入札保証金の納付の免除)

第24条 契約担当者は、第6条第1項のただし書きの規定により、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- 一 一般競争に参加しようとする者が保険会社との間に機構を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき
- 二 第19条第1項の資格を有する者による一般競争に付する場合において、落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき

(入札保証金に代わる担保)

第25条 第6条第2項の規定により契約担当者が入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、国債のほか、次に掲げるものとする。

- 一 政府の保証のある債券
- 二 銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券
- 三 銀行が振り出し又は支払保証をした小切手
- 四 その他確実と認められる担保で機構の指定するもの

2 前項の担保の価値及びその提供の手続は、機構の定めるところによる。

(予定価格の作成)

第26条 契約担当者は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載し、又は記録した書面をその内容が認知できない方法により、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(予定価格の決定方法)

第27条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(開札)

第28条 契約担当者は、公告に示した競争執行の場所及び日時に、入札者を立ち会わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

(再度入札)

第29条 契約担当者は、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。

(落札者の決定)

第30条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、契約担当者は、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

(最低価格の入札者を落札者としなければならない契約)

第31条 第8条ただし書きに規定する機構の支払いの原因となる契約は、予定価格が1,000万円を超える工事又は製造その他についての請負契約とする。

(最低価格の入札者を落札者としなければならない場合の手続)

第32条 契約担当者は、第8条ただし書の規定により、必要があるときは、前条に規定する契約について、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準を作成するものとする。

第33条 契約担当者は、第31条に規定する契約に係る競争を行った場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、前条の基準に該当することとなったときは、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査しなければならない。

2 契約担当者は、前項の調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、その調査の結果及び自己の意見を記載し、又は記録した書面を契約審査委員に提出し、その意見を求めなければならない。

第34条 契約審査委員は、前条第2項の規定により、契約担当者から意見を求められたときは、必要な審査をし、書面によって意見を表示しなければならない。

第35条 契約担当者は、前条の規定により表示された契約審査委員の意見のうちの多数が自己の意見と同一であった場合においては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者とするものとする。

2 契約担当者は、契約審査委員の意見のうちの多数が自己の意見と異なる場合においても、当該契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたことについて合理的な理由があるときは、次順位者を落札者としてすることができる。

（公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とし
ない場合の手続）

第36条 契約担当者は、第31条に規定する契約に係る競争を行なった場合において、契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めたときは、その理由及び自己の意見を記載し、又は記録した書面を契約審査委員に提出し、その者を落札者としな
ないことについて承認を求めなければならない。

2 契約担当者は、前項の承認があったときは、次順位者を落札者とするものとする。

（最低入札者を落札者としなかった場合の書面の提出）

第37条 契約担当者は、次の各号に掲げる場合においては、遅滞なく、当該競争に関する調書を作成し、当該各号に掲げる書面の写しを添え、これを契約審査委員に提出しなければならない。

一 第35条の規定により次順位者を落札者としたとき。 第33条第2項に規定する

調査の結果及び自己の意見を記載し、又は記録した書面

- 二 前条の規定により次順位者を落札者としたとき。 同条に規定する理由及び自己の意見を記載し、又は記録した書面

(総合評価落札方式による落札者の決定)

第38条 契約担当者は、第8条第2項の規定により、その性質又は目的から同条第1項の規定により難い契約で、予定価格の範囲内で有効な入札を行った入札者について、入札価格に加え、性能、機能、技術等を総合的に評価し、機構にとって最も有利な申込みをした者を落札者とする方式（「総合評価落札方式」という。）により、落札者を決定することができる。

- 2 前項に規定する総合評価落札方式は、契約担当者が必要と認めた場合に適用するものとする。

(再度公告入札の公告期間)

第39条 契約担当者は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、第21条の公告の期間を5日までに短縮することができる。

第3章 指名競争契約

(指名競争に付することができる場合)

第40条 第5条第5項の規定により、指名競争に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 予定価格が500万円を超えない工事又は製造をさせるとき
- 二 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れるとき
- 三 予定賃借料の年額又は総額が160万円を超えない物件を借り入れるとき
- 四 予定価格が100万円を超えない財産を売り払うとき
- 五 予定賃借料の年額又は総額が50万円を超えない物件を貸し付けるとき
- 六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が200万円を超えないものをするとき

(指名競争参加者の資格)

第41条 契約担当者は、工事、製造、物件の買入れその他についての契約の種類ごとに、その金額等に応じ、第19条第1項に規定する事項について、指名競争に参加する者に必要な資格を定めなければならない。

- 2 第19条第2項及び第3項の規定は、契約担当者が前項の規定により資格を定めた場合に準用する。
- 3 前項の場合において、第1項の資格が第19条第1項の資格と同一である等のため、前項において準用する同条第2項及び第3項の規定による資格の審査及び名簿の作成を要しないと認められるときは、当該資格の審査及び名簿の作成は、行わず、同条第2項及び第3項の規定による資格の審査及び名簿の作成をもって代えるものとする。
- 4 契約担当者は、年間の契約の件数が僅少であることその他特別の事情がある指名競争については、当該競争に参加する者に必要な資格及びその審査に関し第1項及び第2項に定めるところと異なる定めをし、又は当該競争に参加する資格を有する者の名簿を作成しないことができる。

(指名基準)

第42条 契約担当者は前条の資格を有する者のうちから競争に参加する者を指名する場合の基準を定めなければならない。

- 2 契約担当者は、前項の基準を定めたときは、契約審査委員に報告しなければならない。

(競争参加者の指名)

第43条 契約担当者は、指名競争に付するときは、第41条の資格を有する者のうちから、前条第1項の基準により、競争に参加する者をなるべく10人以上指名しなければならない。ただし、その必要がないと認めるとき又は緊急を要するときは、その限りでない。

2 前項の場合においては、第22条第1号及び第3号から第5号までに掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

(一般競争に関する規定の準用)

第44条 第17条、第18条及び第23条から第38条までの規定は、指名競争の場合に準用する。

第4章 随意契約

(随意契約によることができる場合)

第45条 第5条第5項の規定により随意契約をすることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 機構の行為を秘密にする必要があるとき
- 二 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき

- 三 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき
- 四 予定賃貸料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき
- 五 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき
- 六 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき
- 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき
- 八 運送又は保管をさせるとき
- 九 外国で契約をするとき
- 十 その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき

(入札者がいないとき又は落札者がいないとき)

第46条 契約担当者は、競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

(落札者が契約を結ばないとき)

第47条 契約担当者は、落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。この場合においては、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

(分割契約)

第48条 前2条の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の範囲内で数人に分割して契約することができる。

(予定価格の決定)

第49条 契約担当者は、随意契約にしようとするときは、あらかじめ第27条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

(見積書の徴取)

第50条 契約担当者は、随意契約にしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

第5章 契約の締結

(契約書の記載事項等)

第51条 第10条第1項本文の規定により契約担当者が作成すべき契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- 一 契約履行の場所
- 二 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- 三 監督及び検査
- 四 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 五 危険負担
- 六 かし担保責任
- 七 契約に関する紛争の解決方法
- 八 その他必要な事項

2 前項に定めるもののほか、契約書の記載その他作成に関する細目は、以下の各号のとおりとする。

- 一 契約担当者は、一般競争もしくは指名競争に付そうとする場合における公告若しくは通知又は随意契約の相手方の決定に当たっては、当該契約の締結につき、契約書の作成を要するものであるかどうかを明らかにしなければならない。
- 二 契約担当者は、監督又は検査の円滑な実施を図るため、当該契約の相手方をして監督又は検査に協力させるために必要な事項を約定しなければならない。
- 三 契約担当者は、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく、契約書を作成しなければならない。
- 四 契約担当者が前項の契約書を作成する場合において、当該契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者に契約書の案を送付して記名押印させ、さらに、当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- 五 前号の場合において、契約担当者が記名押印をしたときは、当該契約書の1通を当該契約の相手方に送付するものとする。

(契約書の作成を省略することができる場合)

第52条 第10条第1項ただし書の規定により契約書の作成を省略することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 第19条第1項の資格を有する者による一般競争契約又は指名競争契約若しくは随意契約で、契約金額が150万円（外国で契約するときは、200万円）を超えないものをするとき
- 二 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき
- 三 第1号に規定するもの以外の随意契約について契約担当者が契約書を作成する必要がないと認めるとき

(契約保証金の納付の免除)

第53条 契約担当者は、第12条第1項ただし書きの規定により、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- 一 契約の相手方が保険会社との間に機構を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき
- 二 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他機構の指定する金融機関と工事履行保証契約を結んだとき
- 三 第19条第1項の資格を有する者による一般競争に付し、若しくは指名競争に付し、又は随意契約による場合において、その必要がないと認められるとき

(契約保証金に代わる担保)

第54条 第25条の規定は、契約担当者が契約保証金の納付に代えて担保を提供させる場合に準用する。

第6章 契約の履行

(監督の方法)

第55条 第14条第1項に規定する工事又は製造その他についての請負契約の適正な履行を確保するため必要な監督（以下本章において「監督」という。）は、契約担当者が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

(検査の方法)

第56条 第14条第2項に規定する工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査（以下本章において「検査」という。）は、契約担当者が、自ら又は補助者に命じて、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行うものとする。

(検査の一部省略)

第57条 第14条第3項に規定する特約により給付の内容が担保されると認められる契約のうち買入れに係る単価が20万円に満たない物件の買入れに係るものについては、数量以外のものの検査を省略することができる。

(監督の職務と検査の職務との兼職禁止)

第58条 契約担当者から検査を命ぜられた補助者の職務は、特別の必要がある場合を除き、契約担当者から監督を命ぜられた補助者の職務と兼ねることができない。

(監督及び検査の委託)

第59条 契約担当者は第14条第5項の規定により、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により機構の職員によって監督又は検査を行なうことが困難であり又は適当でない認められる場合においては、機構の職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行わせることができる。

2 契約担当者は、前項の規定により、機構の職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせた場合においては、当該監督又は検査の結果を確認し、当該確認の結果を記載した書面を作成しなければならない。

3 前項の検査に係る契約の代金は、同項の書面に基づかなければ支払をすることができない。

(検査調書の作成)

第60条 契約担当者、契約担当者から検査を命ぜられた補助者は、検査を完了した場合においては、検査調書を作成しなければならない。

2 前項の規定により検査調書を作成すべき場合においては、当該検査調書に基づかなければ、支払をすることができない。

(検査調書の作成を省略することができる場合)

第61条 請負契約又は物件の買入れその他の契約に係る給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行うものを除く。)のための検査であって、当該契約金額が200万円を超えない契約に係るものである場合とする。ただし、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、この限りでない。

(部分払の限度額)

第62条 契約により、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払金額は、工事又は製造その他についての請負契約にあつてはその既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入契約にあつてはその既納部分に対する代価を超えることができない。ただし、性質上可分の工事又は製造その他についての請負契約に係る完済部分にあつては、その代価の全額までを支払うことができる。

第七章 雑則

(競争に参加させないことができる者についての報告等)

第63条 契約担当者は、その取扱いに係る契約に関し、第18条の規定に該当すると認められる者があったときは、その事実を詳細に記載し、又は記録した書面により契約審査委員に報告しなければならない。

2 前項の規定による契約審査委員に対する契約担当者の報告は、契約金額が60万円をこえないものについては、これを省略することができる。

3 第1項の規定による契約審査委員に対する契約担当者の報告は、次に掲げる事項を記載した書面によってするものとする。

一 契約担当者の氏名

二 第18条第1項各号の一に該当すると認められる者の住所、氏名

(法人にあつては、法人名及び代表者名)、業種、経営の規模及び経営の状況並びに当機構における契約の実績

三 第18条第1項各号の該当条項及びその事実の詳細

4 契約担当者は、前項の報告に係る事項について当該報告に係る者の説明があつたときは、当該説明を記載した書面を同項の書面に添附するものとする。

(長期継続契約ができるもの)

第64条 契約担当者は、第15条の規定により、翌年度以降にわたり、次に掲げる電気、ガス若しくは水又は電気通信役務について、その供給又は提供を受ける契約を締結することができる。

一 電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者が供給する電気

二 ガス事業法第2条第12項に規定するガス事業者が供給するガス

三 水道法第3条第5項に規定する水道事業者又は工業用水道事業法第2条第5項に規定する工業用水道事業者が供給する水

四 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者が提供する電気通信役務(別に定めるものを除く。)

附 則

第65条 この規程は、平成31年4月26日より施行する。(平成31年4月26日理事会決議)